

上越市Web口座振替受付サービス導入業務に係る公募型プロポーザル審査要領

1 審査方法

- (1) 受託候補者選定のための審査を厳正かつ公正に行うため、上越市Web口座振替受付サービス導入業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査を実施して受託候補者を選定する。
- (2) 審査は、事業者によるプレゼンテーション、デモ及び質疑応答を基に行う。
- (3) プレゼンテーションは、令和7年6月25日実施を予定しており、ZOOM等によるWeb会議方式も可とする。詳細については別途通知する。
- (4) 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、デモを含むプレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度とすること。
- (5) プレゼンテーションは企画提案書等に基づいて行うこととし、追加資料の配布は認めない。
- (6) 出席者は6人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は必ず出席すること。これを超える審査会場もしくはWeb会議会場への入場は認めない。
- (7) 映写しながらプレゼンテーションを行う場合は、提案者がパソコンを持参すること。プロジェクターは本市が用意するが、接続端子はHDMIのみであることから、必要があれば、提案者がプロジェクターも持参すること。
- (8) プレゼンテーション及び審査は非公開とする。
- (9) 2に定める評価基準に基づき、各委員が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

2 評価基準

審査項目	審査の視点		配点
利用者の 利便性	システム概要	システムの全体像、特徴（セールスポイント）	50
	画面展開	トップ画面、申込開始から受付完了までの画面展開、表示の工夫等	
	入力作業の簡素化	申込開始から完了までのフロー図による説明表示、入力作業の負担軽減策、口座情報入力時の簡素化、画面遷移の仕組み	
	誤入力を防ぐ仕組み	文字の大きさ、入力文字数、入力規制、アラート表示、プルダウンリスト等、メールアドレスの誤入力における確認等	
	分かりやすい仕組み	利用者からの問い合わせを減らす仕組み、想定される質問に対する対策、申込受付完了を確認する方法、未完了にさせない仕組み、未完了時のアラート表示、未完了者への案内等	

地方団体の 利便性	入力フォーム のカスタマイズ	項目数、文字数、フォント、入力方法、レイアウト、 問い合わせフォームや備考欄などを設けた場合の活 用法など、入力フォームの仕様	50
	入力規制、エ ラーの設定	入力規制、入力エラーの設定可否	
	口座振替受付 結果の配信頻 度	口座振替受付結果の配信頻度、仕組み、データの保存 期間、再配信の可否	
	口座振替受付 結果の確認方 法	担当課による口座振替受付結果の確認方法、提供デ ータの仕様（ファイル形式、口座情報等の内容）	
	利用者満足度 等の測定方法	Web上での測定に、実務上効率的かつ有効な手法 であるか	
保守	システムの安 全性	システムの管理を行う機器（サーバ等）の安全性（デ ータセンターに設置、二重化等の冗長化の有無）	30
	サポート体制	利用者・担当課からの問い合わせに対応する体制（連 絡先、受付時間等）	
	サービス開始 後の変更に対 する柔軟性	法改正、金融機関の変更（増減）、申込受付サイト内 のレイアウト（文章や項目の追加・削除）などの修 正、口座振替受付結果のデータレイアウト変更等に 係る対応の可否、協議方法、処理日数など	
経費	見積額	見積額が上限金額の範囲内であり、見積額に対する 提案内容と整合性、妥当性があるか。	20
	維持管理費用	維持管理費用に対する提案内容と整合性、妥当性が あるか。	
実績	受託実績	本業務の遂行において十分な、同様の事業の実績を 有しているか。	20
体制	人員体制	業務を遂行するための組織体制を有しているか。 業務責任者が本業務と同様の事業について十分な知 識と能力を有しているか。 業務に必要なスタッフやサポート体制が構築できる か。 緊急時の連絡や迅速な対応が可能な体制か。	30
	管理体制	個人情報の取扱いをはじめとした情報セキュリティ について適切な対策が講じられているか。	
	拠点	市内に本社又は事業所等を有する、又は今後その予 定があるか。	

その他	アピールポイント等	アピールポイント等	10
合計			210

3 受託候補者特定方法

受託候補者特定方法は、各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。

ア 受託候補者は、得点方式により 全委員の合計点の平均（又は全委員の各々の合計点）が 210 点満点中 105 点以上の評価があったものの中から選ぶ。

イ 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を、受託候補者とする。

ウ イにより両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員間の協議により受託候補者を選定する。

4 失格事項

本プレゼンテーションの提案者又は提出された提案書が、以下のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

5 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

6 その他の留意事項

- (1) 提出期限後における参加申込書類、提案書、見積書及び（様式）維持管理費用の差替え、訂正及び再提出は認めないものとする。なお、本市から参加申込書類及び提案書等の提出後に、必要に応じて説明又は追加資料の提出を求める場合はこの限りではない。
- (2) 本手続きにおいて提出した書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加申込書類、提案書、見積書及び（様式）維持管理費用を無効にするとともに、虚偽の記載をしたものに対して、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提案者が 1 者であっても審査を実施し、選定委員会が基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を選定する。